



工事書類簡素化に向けた第2回ワーキングを開催しました。

北陸地方整備局では公共工事における書類について、提出書類の二重化防止や書類の簡素化等に取り組んできたところですが、依然として書類の簡素化・削減を求める意見、声があるところです。そのため、さらなる書類の簡素化の検討を目的に、整備局と管内の建設業団体で構成するワーキンググループ（以下WG）を平成28年7月に立ち上げ、建設業団体から工事書類に関する事例、特に協議関係に着目した資料を収集し、工事書類の簡素化について検討を行っています。

このたび、第2回WGを開催しましたのでお知らせします。

1. 議事内容

(1) 工事書類の事例集約の結果

- ・ 前回のワーキングにおいて、受注者による協議書類が多く工事書類の作成が負担となっているとの意見から、各団体より工事書類に関する事例を持ち寄って頂いた。
- ・ 事例は、128事例が集まったが、協議に関する事例は18事例で、その他は設計資料の作成、二重納品、不要提出等、従来から通知等で提出不要としている事例であった。
- ・ 協議に関する18事例は、①特記仕様書に受注者が協議すべき事項が記載されているものの、本来、発注者から指示すべきであった事例（10事例）、②特記仕様書に記載はないが、本来、工事発注前に発注者が解決しておくべき事項にもかかわらず、受注者から協議した事例（8事例）であった。
- ・ このことから、本来、発注者が発注前に処理しておくべき事項を処理せず発注していること、その際、特記仕様書に協議の発議主体を明確にしないまま明示していることが受注者が工事書類を負担と感じている一要因であることがわかった。

(2) 今後の取り組み方針

来年度、受注者からの協議を削減する新たなモデル工事の試行を通じて、受発注者における協議の負担程度、協議のあり方について検証を行います。

また、発注者が作成すべき設計資料を受注者が作成した事例や二重納品、不要書類の提出等については、従来どおり説明会等で引き続き周知していきます。

〈参 考〉

- ・ WG開催状況
第1回：平成28年7月28日 第2回：平成29年1月30日
- ・ WG検討体制
（一社）日本建設業連合会 北陸支部 （一社）新潟県建設業協会 （一社）富山県建設業協会
（一社）石川県建設業協会 新潟県土木施工管理技士会 富山県土木施工管理技士会
石川県土木施工管理技士会 北陸地方整備局

【同時資料配付先】

日刊建設通信新聞新潟支局、日本工業新聞経済新聞社新潟支局、日刊建設工業新聞社北陸総局、建設ジャーナル社、産業新聞社信越支局、鉄鋼新聞社新潟支局、北陸工業新聞社新潟支局、新潟建設工業新聞社、建設速報社、日刊工業新聞社富山支局、実業建設新報社、北陸工業新聞社富山支局、日刊工業新聞社金沢支局、北陸工業新聞社、日刊建設通信新聞社北陸支局

【問合せ先】 国土交通省北陸地方整備局

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1
Tel.(代表)025-280-8880

企 画 部 技 術 管 理 課 長 土 田 (内線3311)

H28 第2回 工事書類の簡素化に向けたWG (1/2)

第1回WGにおいて、受注者による協議書類が多く、工事書類の作成が負担となっているとの意見から、各団体から工事書類に関する128事例を持ち寄っていただいた。分析の結果、協議に関する事例は18事例あり、その他は従来からの通知等で提出不要を周知している事例等でした。

協議に関する事例 (18事例)

1) 特記仕様書に「○○○は監督職員と協議する」となっているが、本来、発注者から指示すべきだったもの、協議するにしても主体は発注者であった事例 (10事例)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①指定仮設備計画の協議(2事例) | ②土砂運搬数量の協議(2事例) |
| ③特許料の協議 | ④現地発生品の運搬先の協議 |
| ⑤河川水汚濁防止方法の協議 | ⑥家屋調査の対象家屋の協議 |
| ⑦コンクリート構造物の非破壊測定計画の協議 | ⑧伐採木の処分方法等の協議 |

2) 特記仕様書に記載はないが、本来、工事発注前に発注者が解決しておくべき事項にもかかわらず、契約後も受注者が負担 (協議等) していた事例 (8事例)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ①河道掘削線の地元協議(2事例) | ②取付道路の舗装構成の設計協議前 |
| ③当初より必要な占用申請書類の協議 | ④発注者からの支給資材の使用の協議 |
| ⑤構築する構造物の計画高の設定の協議 | ⑥支障埋設物の回避方法の協議 |
| ⑦前工事で施工した出来形を反映した設計図書作成の協議 | |

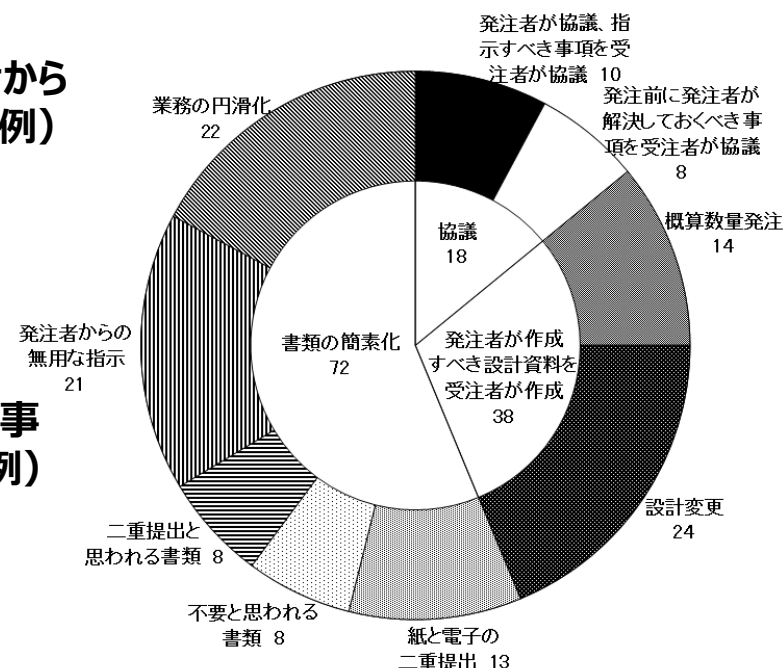


図 事例調査結果の内訳

その他、アンケートにあった事例

- ① 概数発注や受注者の照査により設計変更の必要が生じ、受注者が設計変更資料を作成している事例
- ② 事前協議に基づかず、紙と電子の二重提出がされている事例
- ③ 利用効果が少なく、不要と思われる書類を減らす意見の事例
- ④ 利用目的が重複している書類について、一方の資料を作成不要とする意見の事例
- ⑤ 監督職員や検査官からの無用と思われる検査資料や説明資料の作成事例
- ⑥ 会議資料作成の役割分担や品質管理資料等の作成方法など業務の円滑化に関する意見の事例

H28 第2回 工事書類の簡素化に向けたWG（2/2）

本来、発注者が発注前に処理しておくべき事項を処理せず発注していることや、その際に特記仕様書に協議の発議主体を明確にしないまま明示していることが受注者に協議を発議させ、受注者が工事書類を負担と感じている要因の一つであることが明らかになった。

協議書類に関する今後の取組方針

受注者からの協議を削減するモデル工事の試行を通じて、受発注者における協議の負担程度、協議のあり方について検証

- 発注者は協議事項がなくなるよう、発注前に十分な調査・調整を完了したのち公告（契約後、新たに明らかとなった事情による協議を妨げない）
- 現行の特記仕様書で「監督職員と協議する」としている事項のうち、本来、発注者が協議すべき事項は「発注者からの協議」であることを明確にする
- 工事契約後、想定しえなかった条件の変更等で協議が必要となった場合の協議書類は「発注者」が作成する



写真 第2回WGの様子

その他、アンケートにあった事例への対応

発注者が作成すべき設計資料の作成や二重提出及び不要な資料提出等については、説明会等により引き続き周知徹底する。